

岐阜県公報

第一千五百六十号
平成十六年七月六日
(火曜日)

目次

告示

結核予防法に基づく医療機関の指定

(保健医療課) 五四五

結核予防法に基づく医療機関の指定辞退

(同) 五四五

道路の供用開始

(道路維持課) 五四六

保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全室) 五四六

保安林の指定解除予定

(西濃地域農山村整備事務所) 五四六

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 五四七

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 五四七

政治団体の異動事項の公表

(同) 五四八

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五四八

公示

平成十五年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

(管財課) 五四九

特定非営利活動法人の設立認証申請

(県民政策室) 五四九

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商工業室) 五五一

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 五五一

告示

岐阜県告示第五百五十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当する機関に指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）第二条の六の規定により告示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原拓

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------------------|----------|
| モモ調剤薬局揖斐川店 | 揖斐郡揖斐川町大字上三野字野々宮七三三七 | 平成一六・三・一 |
| ひさかね医院 | 高山市西之一色町一 | 同 五・一 |
| かわむら薬局唐栗店 | 瑞穂市唐栗字小林二七五三 | 同 六・一 |
| 若園医院 | 瑞穂市唐栗二七三 | 同 |
| 早川医院 | 関市元重町二九番地 | 同 |
| 小島クリニック | 中津川市中津川字北野七七七 | 同 |

岐阜県告示第五百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）第二条の六の規定により告示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原拓

医療機関の名称 所 在 地 辞退効力発生日

若 園 医 院 瑞穂市唐栗二八六 平成一六・五・三一

早 川 医 院 関市元重町二九番地 同

岐阜県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十六年七月六日から二週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県大垣建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原拓

| | | | | | |
|-------|---------|--|------------|----------|------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延（メ）ート長（ル） | 供用開始の期日 | 備（区）考（域）の考 |
| 県道 | 木曾三川公園線 | 海津郡海津町福江字中無垢里六九九番の一地先から同郡同町同字同六四五番の一地先まで | 五六〇 | 平成一六・七・六 | 決定又は変更の告示年月日（ほか） |

岐阜県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原拓

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡久々野町大字阿多粕字中俣二五九・字坊主休場二六〇・字スス八キ二六一・字北俣二六二・字ヤケゴヤ二六三・字猫淵二六四・字タカゴヤ二六五・字善兵衛ザコ二六六・字カツラサコ二六七・字カミタキサコ二六八・大字小坊字日カケ平七三一・字サカリ谷七三二・字日向平七三三の一・大字無数河字向まき山三六二三の一・字無数河山三六三〇・大字渚字カラ谷一五八〇・字シウノ木森一五八一・字平トコ一五八二・字樺ノ木平一五八五・字アケン洞一五八六・字池ケ原一八三〇・字本洞一八三一・二九九六（以上二十三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・大字小坊字一ツ谷口七三四の一・字大坊谷七三五の一・大字無数河字無数河三六二七・三六二八・字無数河山三六二九・字ねづ尾三六三一・大字渚字舟山一五八三・字真ノ谷一五八四・字本洞二九九五（以上九筆国有林）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、久々野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全室及び久々野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原 拓

一 解除に係る保安林の所在場所
 揖斐郡藤橋村大字徳山字白谷四九の一・六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 なだれの危険の防止

三 解除の理由
 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県西濃地域農山村整備事務所及び藤橋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十三号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二
 六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原 拓

「中「社団法人岐阜県自家用自動車協会」を「社団法人岐阜県自家用自動車協会
 中「中日企業株式会社」に
 改める。」

選挙管理委員会告示二小

岐阜県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
 団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
 とおり告示する。

平成十六年七月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政党又は政党の支部の場合その旨の表示 | 当該政党の支部を支部とする政 党の名称 | 一以上の市町村の区 域等を単位として設 けられる支部の表示 |
|--------------------|--------|----------|---------------|--------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 小川ふき・Greens Net 岐阜 | 須田 宏 | 富士井 尚子 | 可児市桜ヶ丘3 9 | | | |
| Greens. Net. ぎふ | 近藤 ゆり子 | 井上 あけみ | 多治見市幸町6 26 19 | | | |
| 護国塾菊誠会 | 亀山 政文 | 上藤 仁 | 岐阜市江添3 9 7 | | | |
| 市民政党KANI | 可児 慶志 | 龍 直孝 | 可児市下恵土368 | | | |

岐阜県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十六年七月六日

岐阜県選挙管理委員会
啓電 野 久 子

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|-------------------|------------|--------------------|-------------------|
| 自由民主党朝日村支部 | 代表者 | 平 田 藤 継 | 水 口 栄 夫 |
| 自由民主党揖斐郡支部 | 会計責任者 | 杉 山 豊 年 | 河 田 善 光 |
| 自由民主党惠那市支部 | 主たる事務所の所在地 | 惠那市長島町中野449 13 | 惠那市長島町正家1 25 |
| 自由民主党笠松町松枝支部 | 会計責任者 | 岡 田 文 雄 | 棚 橋 慎 司 |
| 自由民主党岐阜県宅地支部 | 会計責任者 | 堀 部 明 良 | 田 中 邦 雄 |
| 自由民主党白鳥町支部 | 主たる事務所の所在地 | 郡上市白鳥町中津屋38 9 8 | 郡上市白鳥町大島1103 1 |
| 自由民主党和良支 部 | 代表者 | 田 中 和 幸 | 鷲 見 馨 |
| 自由民主党和良支 部 | 名 称 | 自由民主党和良支部 | 自由民主党和良村支部 |
| 自由民主党和良支 部 | 主たる事務所の所在地 | 郡上市和良町宮代533 | 郡上市和良村土京1032 2 |
| 自由民主党和良支 部 | 代表者 | 兼 山 佛 孝 | 森 弘 彦 |
| 自由民主党和良支 部 | 会計責任者 | 岩 出 明 喜 | 蒲 録 郎 |
| 自由民主党岐阜第4 区総支部 | 主たる事務所の所在地 | 岐阜市金町1 23 | 下田市森859 10 |
| 自由民主党岐阜第4 区総支部 | 代表者 | 三 輪 清 | 山 田 良 司 |

| 名称 | 代表者 | 代表者 | 代表者 | 代表者 |
|---------------|------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 新しい久々野町を創る会 | 加 藤 知 束 | 山 下 昭 秀 | 坂 井 富 美 夫 | 河 野 忠 治 |
| 活力ある富加町を築く会 | 代 表 者 | 坂 井 富 美 夫 | 河 野 忠 治 | 河 野 忠 治 |
| 岐阜県不動産政治連盟 | 代 表 者 | 堀 部 明 良 | 田 中 邦 雄 | 田 中 邦 雄 |
| すみ真一郎後援会 | 代 表 者 | 長 縄 實 三 | 中 原 富 士 雄 | 中 原 富 士 雄 |
| 税理士による松田若夫後援会 | 主たる事務所の所在地 | 岐阜市六条南1 20 13 | 岐阜市上竹町9 | 岐阜市上竹町9 |
| 森川正昭後援会 | 代 表 者 | 羽 田 野 晴 雄 | 若 原 忠 義 | 若 原 忠 義 |
| 柳ヶ瀬商店街政治連盟 | 主たる事務所の所在地 | 惠那市長島町中野829 3 | 惠那市長島町中野449 13 | 惠那市長島町中野449 13 |
| | 代 表 者 | 森 賢 二 | 伊 藤 義 則 | 伊 藤 義 則 |

岐阜県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十六年七月六日

岐阜県選挙管理委員会
啓電 野 久 子

| | | | | | | | |
|----------------|----------------|------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------|-----------------|-----------------------------|
| 政治団体の名称 秋健会 | 代表者の氏名 今井正己 | 会計責任者の氏名 稲垣龍一 | 主たる事務所の所在地 瑞浪市土岐町1879 | 解散年月日 平成16年 3月19日 | 政党又は政党の支部の場合その旨の表示 | 当該政党の支部を政党とする名称 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示 |
|----------------|----------------|------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------|-----------------|-----------------------------|

公 示

平成十五年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十五年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 櫻 原 邦

「社団法人全国公営住宅火災共済機構平成15年度経営状況公告」

| | | | |
|---------------|--------------------|----------|--|
| 1 事業実績 | | | |
| 加入都道府県市区町村会員数 | | 1,236 | |
| 加入戸数 | | 874,336戸 | |
| 共済契約金額 | 5,949,512,785,000円 | | |
| 火災共済掛金 | 1,145,952,685円 | | |
| 被災戸数 | | 396戸 | |
| 火災共済給付金 | 398,251,427円 | | |
| 復興建築助成戸数 | | 205戸 | |
| 復興建築助成金 | 73,271,589円 | | |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | | 66 | |
| 住宅防火施設整備補助金 | 27,655,400円 | | |
| 住宅災害見舞戸数 | | 823戸 | |
| 住宅災害見舞金 | 17,386,000円 | | |

2 収支計算

| | | |
|------------------|--|----------------|
| (1) 収入 | | |
| 火災共済掛金収入 | | 1,145,952,685円 |
| 建物管理の部収入 | | 47,771,962円 |
| その他の収入 | | 385,036,758円 |
| 当期収入合計 (A) | | 1,578,761,405円 |
| 前期繰越収支差額 | | 60,868,205円 |
| 収入合計 (B) | | 1,639,629,610円 |
| (2) 支出 | | |
| 事業費 | | 668,282,691円 |
| 管理費 | | 284,423,196円 |
| 建物管理費 | | 21,648,026円 |
| 特定預金等支出 | | 600,211,449円 |
| 当期支出合計 (C) | | 1,574,565,362円 |
| 当期収支差額 (A) (C) | | 4,196,043円 |
| 次期繰越収支差額 (B) (C) | | 65,064,248円 |

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公表する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 櫻 原 邦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年六月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハートネット
- 三 代表者の氏名 大坪 徹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市山田町八六三番地二二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の自立支援活動に関する事業を行い、誰もが自分の力を発揮できるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原 拓

- 一 申請のあった年月日 平成十六年六月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うれしや
- 三 代表者の氏名 宮地 寿登代
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市土岐津町高山一〇五番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は高齢者、障害者に対して、地域での生活支援をする事業を行い、高齢者、障害者の社会参加の支援や生活支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原 拓

一 申請のあった年月日 平成十六年六月十六日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人住まいるBOXサポートクラブ
- 三 代表者の氏名 中井 城嗣
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市大森一五二八番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、個人の住まいと地域の環境に関する相談や、家庭経済に係わる諸問題の学習を通じて、高齢者の福祉面も伴う自立した生活者の育成を図るとともに、夢のある健康で豊かな生活環境を築くための支援を行い、もって地域社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原 拓

- 一 申請のあった年月日 平成十六年六月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Waterscape
- 三 代表者の氏名 野田 岳仁
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市一本木町五〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、第3回世界水フォーラムのフォローアップとして、若者の主体的な活動のもと、水に対する若者、広く市民の関心を高め、水環境に関する情報を収集、分析、発信し、水環境政策の立案ならびに実施に際し、若者の参画を促進し、より良い水環境の構築を目指し、もって水環境の保全、生態系の維持および持続可能な国際社会の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原 拓

一 申請のあった年月日 平成十六年六月十六日

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原拓

一 申請のあった年月日 平成十六年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜障害者雇用支援ネットワーク

三 代表者の氏名 服部 義典

四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市河間町四丁目五七番地二 サンガーデン

セレス一〇五号

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者雇用の課題や問題について共に学び、考え、制度的な面、技術的な面も考慮しながら解決を図り、障害者の安定した就業場の確保、障害者雇用についての啓発活動を行う。また就業を希望している障害者に対して、職業能力の開発及び支援に関する事業を行うことにより、障害者の雇用機会の拡充を図り、障害者の経済的自立の達成を実現することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十六年七月六日から四月間岐阜県農林商工部商工業室及び岐阜地域農林商工事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原拓

一 届出年月日

平成十六年六月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社グランドタマコシ、株式会社ベスト電器

三 建物の名称及び所在地

中部薬品茜部南店・ライトオン茜部店・ローソン茜部野瀬店

岐阜市茜部寺屋敷二丁目五九番地の一 外

四 変更した事項

大型店の名称変更

（変更前）ベスト電器岐阜茜部店・ライトオン茜部店・ローソン茜部野瀬店

（変更後）中部薬品茜部南店・ライトオン茜部店・ローソン茜部野瀬店

小売業者の名称・住所の変更

（変更前）株式会社ベスト電器 代表取締役 北田 稔光 福岡県福岡市中央区那

の津二丁目一番二一

（変更後）中部薬品株式会社 代表取締役 田代 正美 岐阜県多治見市高根町四

丁目二九番地

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成十六年七月六日

岐阜県知事 梶原拓

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画公園の変更

五・五・一〇一号 山楠公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所
 岐阜県基盤整備部都市政策課及び川辺町基盤整備課
 縦覧期間

平成十六年七月六日から
 平成十六年七月二十日まで

平成十六年七月六日印刷
 平成十六年七月六日発行

発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 飯尾文芸社
 印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三番地 岐阜文芸社
 定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)